

## 自家用電気工作物の保安管理業務仕様書

この業務は自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとする。この証書は「自家用電気工作物保安管理業務」の概要を示すものであり、ここに記載されていない細部の事項については、発注者及び受注者が協議して決定するものとする。また、検査の基準は埼玉県社会福祉事業団各事業所の「保安規程」の基準によるものとする。

### 1 業務名

自家用電気工作物保安管理業務

### 2 業務対象施設

別紙1「委託事業場一覧表」のとおり

### 3 業務内容

自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務並びに受変電設備の清掃業務とする。清掃業務の細目は別紙2「受変電設備の清掃業務委託細目書」のとおりとする。

### 4 点検内容

3にある点検の頻度は次のとおりとする。ただし、小出力発電設備が設置されている場合は、需要設備の月次点検の頻度に合わせて外観点検を実施する。

	需要設備及び 非常用自家発電設備	発電所	配電線路
月次点検	別紙「委託事業場一覧表のとおり」		
年次点検 (停電)	毎年1回 (月次点検を含む)	年次点検は毎年1回 (月次点検を含む)	
年次点検 (細密)	3年1回 (年次点検(停電)を含む)		
臨時点検	必要の都度		

※ 電気設備に事故・故障が発生した場合は24時間対応とし、原因調査及び復旧に努めること。

5 保安業務従事者等

保安管理業務に従事する者は、電気事業法第44条第1項に規定する電気主任技術者免状の交付を受けている者とする。

また、埼玉県競争入札参加者名簿の営業品目（小分類）「受変電・非常電源・負荷」の従業員数が20人以上で登録されていることとする。

6 絶縁監視装置について

絶縁監視装置（9事業所）は現契約者保有のため、新たな業者と契約となった場合は設置を行うこと。それに係る費用は請負者の負担とする。

7 消防法における非常用自家発電設備の負荷運転試験の立会について

事業団が契約する消防設備保守点検において実施される非常用自家発電設備の実負荷試験について、電気主任技術者の立会及び作業が必要とされる場合は立会を行い、必要な作業を行うこと。それに係る費用は請負者の負担とする。

8 業務実施日

各業務実施施設担当者と協議の上、決定することとする。

令和5年度 委託事業場一覧表

事業所名所	事業所住所	設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	発電機 容量 (KVA)	発電機 電圧 (V)	原動機 の種類	非常用自家 発電機 模擬負荷 試験	監視装置 の種類	点検頻度	
									月次	年次
上里学園	児玉郡上里町三町183	600	6,600	55	200	ディーゼル	実施	絶縁監視装置	隔月1回	細密
おお里	熊谷市中恩田289	200	6,600	—	—	—	—	絶縁監視装置	隔月1回	細密
いわつき	さいたま市岩槻区徳力206	300	6,600	—	—	—	—	絶縁監視装置	隔月1回	停電
花園	深谷市小前田2691	750	6,600	75	200	ディーゼル	実施	絶縁監視装置	隔月1回	細密
あげお	上尾市平塚820	700	6,600	50	200	ディーゼル	実施	絶縁監視装置	隔月1回	細密
嵐山郷	比企郡嵐山町古里1848	2,285	6,600	625 49	6600 200	ガスタービン ディーゼル	—	無	毎月1回	停電
皆光園	深谷市人見1998	375	6,600	65	200	ディーゼル	実施	絶縁監視装置	隔月1回	停電
皆光園障害者 歯科診療所	深谷市人見1996-2	単相 45 三相 47	100/200 200	単相 40 三相 20	100/200 200	ディーゼル	実施	無	隔月1回	年1回
そうか光生園	草加市柿木町1215-1	150	6,600	50	200	ディーゼル	実施	絶縁監視装置	隔月1回	細密
あさか向陽園	朝霞市青葉台1-10-60	225	6,600	35	200	ディーゼル	実施	絶縁監視装置	隔月1回	停電
障害者交流センター	さいたま市浦和区大原3-10-1	1,300	6,600	250	200	ガスタービン	—	絶縁監視装置	隔月1回	細密

※ 模擬負荷による予備発電装置の負荷試験及び年次点検時に清掃業務を年1回行う。

## 受変電設備の清掃業務委託細目書

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（以下「委託契約書」という）に基づき、受変電設備の清掃業務（以下「清掃業務」という）について、次のとおり遂行する。

（業務の内容）

第1条 乙が実施する清掃業務は、次の各号によるものとする。

- (1) 全停電状態で実施すること。
- (2) 受電室、キュービクル内のほこり、砂、泥等を掃除機などで除去すること。
- (3) 高・低圧の母線及び碍子等に付着した塵埃を除去すること。
- (4) 遮断器、開閉器、変圧器等の機器の端子部、並びに配線遮断器等の端子部に付着した塵埃を除去すること。
- (5) 遮断器、開閉器、変圧器等の機器の外面に付着した汚れを除去すること。
- (6) 端子盤等の機器類に付着した塵埃を除去すること。
- (7) 受・配電盤の表面、裏面、配線用遮断器等に付着した塵埃を除去すること。
- (8) 碍子、ブッシング等の清掃は、シリコンクリーナー等を使用すること。

（実施日程）

第2条 原則として年次点検に合わせて実施するものとする。

## 施設一覧

参考
----

事業所名	所在地	備考
上里学園	児玉郡上里町三町183 TEL 0495-33-0506	
おお里	熊谷市中恩田289 TEL 048-536-5370	
いわつき	さいたま市岩槻区徳力206 TEL 048-794-4531	
花園	深谷市小前田2691 TEL 048-584-2506	
アパートメント花園	深谷市小前田2691	
GH小前田	深谷市小前田字諏訪185	
あげお	上尾市平塚820 TEL 048-771-0537	
GHあげお	上尾市二ツ宮1091	
GHふたつみや	上尾市平塚1589-3	
GHひらつか	上尾市平塚1589-5	
嵐山郷	比企郡嵐山町古里1848 TEL 0493-62-6221	
嵐山ハイム	比企郡嵐山町菅谷381	
やまゆりハイム	比企郡嵐山町古里2065-4	
皆光園	深谷市人見1998 TEL 048-573-2021	
皆光園障害者歯科診療所	深谷市人見1996-2	
そうか光生園	草加市柿木町1215-1 TEL 048-936-5088	
あさか向陽園	朝霞市青葉台1-10-60 TEL 048-466-1411	
障害者交流センター	さいたま市浦和区大原3-10-1 TEL 048-834-2245	